

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成27年3月27日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社薬王堂
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂山田店 下閉伊郡山田町境田町17番1号ほか
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,535平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 983平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日 平成24年11月3日
- 6 変更する理由 施設運営計画の変更のため